

個人情報保護審査会（第74回）会議議事録

- 1 日 時 令和3年9月28日（火）
午前10時00分から午前10時32分まで
- 2 場 所 市役所本庁舎11階南会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、長谷川委員、西村委員、
小林委員、木村委員
事務局 塩野課長補佐（行政管理課）
岡田課長、星野課長補佐（情報政策課）
説明者 萩原課長補佐、小屋副主幹（保健総務課）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議事項

個人情報目的外利用等届出書等について

(3) その他

(4) 閉会

5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に小林委員を指名した。

6 審議事項について

(1) 個人情報目的外利用等届出書等について

事務局から、今後群馬県が実施する「群馬県版ワクチンパス」の運用に使用するため、本市で保有する予防接種台帳から新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種記録を提供するにあたり、前橋市個人情報保護条例第7条第2項に基づき提出のあった個人情報取扱事務変更届（予防接種事務）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（第7号該当案件）について説明があった。

○主な質疑

（小磯会長）

県のワクチンパスを利用して、市独自で施設や行事への活用を検討しているのでしょうか。

（保健総務課 萩原課長補佐）

現時点では、市独自での活用は承知していませんが、国もデジタル版のワクチンパスの発行を検討しています。こうした国や県の今後の動向を注視しながら、関係機関と連携して必要な調整を行っていきたいと考えます。

（小磯会長）

具体的に県への情報提供はどのように行うのでしょうか。

(保健総務課 小屋副主幹)

市で保有する予防接種台帳は、閉鎖的な環境に保管されているため、一職員がデータを外部に取り出すなどの行為は、簡単にはできないように制御されています。それを持ち出すためには、市の統一的なルールとして、上司の承認が必要なファイル転送システムを使用し、インターネット環境につながるパソコンにデータを移動します。インターネット環境にデータを移動する際には、上司の承認を得る流れとなっていますので、セキュリティは担保されていると考えています。そして、最終的には、県がインターネット上に用意するシステムにアップロードします。なお、アップロードしたデータは暗号化されているとともに、県のシステム自体も国のセキュリティ評価でも認められているものになります。

(小磯会長)

データの提供頻度はどのくらいになるのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

まず初回の提供は、抽出時点での予防接種記録の全件を提供します。その後は、週一回程度を目安に提供していく予定です。

(長谷川委員)

今回の県のワクチンパスは、接種をした人全員の記録を提供するものになりますが、ワクチンパスを使いたい人が県に申請をして、県からワクチンパスを利用したい人だけの接種記録を市に確認する流れも考えられると思います。接種記録全件を県に提供する理由について、県から示されていることがあれば説明してください。

(保健総務課 萩原課長補佐)

特段示されていません。

(長谷川委員)

おそらく即時性を考慮してのことだと思いますが、一方で週一回程度の提供だとすると、即時性が担保されていないようにも見受けられます。ただし、県から詳細な内容が示されていないということなので、現段階では承知しました。

(小磯会長)

今後運用が固まっていけば、極端な話、毎日でも提供することは可能でしょうか。

(保健総務課 萩原課長補佐)

今回提供する項目の中には、VRSと呼ばれる国のシステムから出力した予防接種記録に加えて氏名、生年月日も提供することとされています。これらの情報を組み合わせることやデータクレンジング等の作業を踏まえると、毎日のアップロードは難しいと考えています。

(西村委員)

本来は県がきちんと条例を整備してから事務を開始すべき案件だと考えます。県は手続きを急いでおり、市町村と十分な審議がされていないように感じます。今後県において条例整備する予定はあるのでしょうか。

(保健総務課 萩原課長補佐)

現段階では聞いておりませんが、市町村から必要な要望を上げていくことはできると考えています。

(小林委員)

国より先んじて県がワクチンパスを行わなければならない理由は何かあるのでしょうか。

(保健総務課 萩原課長補佐)

資料2-1にある使用目的以外の理由は確認できておりませんが、国県事業の重複により混乱が生じることは避けるべきと考えています。先程も申し上げましたとおり、国や県に対して必要な要望は上げていきたいと考えています。

(長谷川委員)

LINEを使う仕組みのようですが、そもそもLINEを使用していない人はどう手当てするのか、県はそのあたりどのように考えているか、何か市には情報はきいていますか。

(保健総務課 萩原課長補佐)

LINEを使用していない人やそもそもスマホを持っていない人の対応ですが、接種すると接種日やワクチンの種類等を記載した接種済証や接種記録書が配付されています。この紙の接種済証等を利用することで、ワクチンパスと同様の扱いになると聞いております。

また、接種済証を紛失してしまった場合の対応として、市で接種済証の再発行を行っております。併せて紛失防止のために、市の広報でも接種済証の保管について周知をしているところです。

(西村委員)

配付した接種済証を学生が廃棄してしまった場合は、本人が市の窓口に行って、身分証を提示すればその場で発行してもらえるのでしょうか。

(保健総務課 萩原課長補佐)

現在窓口は保健センターの4階で行っております。再発行は、即日交付を基本としているところですが、接種したばかりでその場で接種記録が確認できない場合などもありますので、申請後一定の事務処理期間を設けさせていただいたうえで、後日郵送しています。

(小磯会長)

他に意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

それでは、審議に入りたいと思いますが、本件は、細かい部分で県の利用方法・活用方法ともに整理する必要があると思いますが、希望する人が県のデジタル窓口を通じて接種記録を確認できることは、市民の利便に資するとともに、ワクチンの接種推進、感染予防につながるという意味では、公益性もあると思います。また、ワクチンパスを使用して経済の早期回復に資するということは、今の社会状況から見ても公益性のあることだと思えます。セキュリティ面からも対策を講じているため、個人が不利益を被ることもないと思われます。よって、特にご意見が無ければ提供は相当であると判断したいと思いますがよろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

意見がないようですので本件につきましては、届出のとおり事務を進めていただきますと思います。

7 その他

議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午前10時32分